

は、相変わらずトロペール教授の授業以外は憂鬱だったものの、それでもなんとか大学に行っててクラスメートに会えることが樂しみに思えるようになりました。

クラスメートの応援があつたにも関わらず、ポーランド人教授の法論理学の試験には見事落第してしまい、再試験でなんとか合格点をもらつたのですが、その他の授業は無事にすべて合格することができ、あとはメモワールと呼ばれる修了論文を提出すればよいという段階までこぎつけたのが、九八年の夏休み前でした。DEAは一年間で学位をとるというのが原則で、たとえば一つの単位を落として、学位を取れなかつた場合、再登録して、もう一年、一から全てやり直すことになります。前年度に取得した単位をそのまま持ち越せないという厳しいルールがあるのです、その反面、一年間という期間はゆるやかに運用されています。大学年度は一〇月に始まり六月に終わるのですが、学位取得の最終期限は、一般年度末、つまり十一月末まで待つてくれるのです。六月まではとにかく授業についていくだけで精一杯でしたし、その反動もあってか、夏休みを遊びすぎてしまい、気がついたら九月にすら修了論文を提出するというのはとても無理という状況になっていました。

時間もなくなつて最悪の場合には、東大に提出した修士論文が、

現在進行中の欧洲統合と国家主権の概念をめぐるフランス憲法学の議論を検討したものだったので、それをフランス語に翻訳して提出すればよいだろう、などと姑息に考えていて、トロペール教授にそぞういうテーマで書いてみたいとメールを送ったところ、すぐに電話がかかってきて、このテーマではすでにフランス語での研究業績がたくさんあるから、むしろ我々の全く知らない、日本のことについて書いて欲しい、と言われてしましました。これが九月の中頃のことだったかと思います。一日3ページずつ書けば十分間に合いますよなどと教授に言われたのです、が、そんな量、日本語だつて書けるはずがないと思いつながら、うまく断ることもできず、はいわかりましたと言つてしましました。いやはや、困つたことになりました。しかしこのメモワールを提出しなければ、それまでの苦労は水の泡ですから、結局十一月末までかかるって、第一部で明治維新前後からの日本の憲法(学)史、そして第二部で日本の(憲)法学者が取り組んできた、法の解釈論争、方法論争、また法律学の科学性をめぐる論争など、日本のことを探さほど知らなくとも、抽象的に議論できるような論争を紹介する170ページの論文をまとめあげました。

論文については、詰まるところ日本の議論をフランス語に翻訳します。ラトビア共和国のような辯論なども含めた、さまざま

が果たしてそこにあるのかどうか、という批判を受けそうなので、最終審査の結果、20点満点中19点という、きわめて高い評価をもらつることができました。約二ヶ月間、文字通り自室に籠もり続けて執筆に集中した結果でしたから、この評価は本当に嬉しかったです。さて、こうしてDEAの学位を無事取得したあとは、博士論文の登録をするだけです。パリで博士論文を提出するということは当初から考えていなかったのですが、から考えていなかったのですが、東大で提出することになる博士論文にいかすためには、この登録をしなければならなかつたのです。東大で提出することになる博士論文にいかすため、幅広くフランスの憲法学・法哲学を学ぶというのがこれ以降の第一の目標となるわけですが、そうなると、テ스트やレポートなどに追われることもない、いわば全く自由の身です。一九九八年十二月から、こうして、しばしば、学生はいいよなあと勧めている友人たちに軽蔑もこめて羨ましがられるような、しかしその反面、自律的な生活を送らなければ何もしないままにただ無為に時間だけが流れていいくそういう意味ではそれなりに厳しい学生生活が始まつたわけです。

その後月日は、今日に至るまで、本当に早く流れていつたように思います。いろいろな出会いもありましたし、恋もしたような気がしました。ラトビア共和国のような辯

## (株) リンクス

上田茂行 (9期生)

〒520-0818 大津市西の庄19-10  
TEL. 077-521-2110

## 公認会計士 辻貞旨事務所

辻 貞 旨 (9期生)

〒604-8432 京都市中京区西ノ京南原町1  
ナカツネビル 2F  
TEL. 075-801-8251  
FAX. 075-812-5364